

令和5年度 事業計画

《令和5年4月1日～令和6年3月31日》

公益財団法人沖縄県交通安全協会連合会は、県民の交通安全思想の普及高揚等交通安全に資する諸活動を推進し、交通事故防止と交通秩序の確立を図り、安全で住みよい沖縄県の実現に寄与するため、次の事業を行う。

1 交通安全活動に対する県民の理解・協力を確保するための広報啓発事業

(1) 交通安全国（県）民運動の実施

年4回(春・夏・秋・年末年始)実施される交通安全運動の推進団体として、関係機関・団体及び各地区交通安全協会と連携し、交通安全運動に積極的に取り組む。

(2) 交通安全広報・啓発活動の推進

飲酒運転根絶及び交通ルールの遵守と交通マナーの実践について、交通安全広報・啓発活動を積極的に推進し、県民の交通安全意識の高揚を図る。

ア ポスター等による広報

交通安全広報用ポスター、ステッカー、チラシ、懸垂（横）幕、のぼり等を各地域、職場、学校等に配布する。

イ ラジオ、テレビ、新聞等広報媒体による広報

(ア) 一般広報

- ・ 各季の交通安全運動期間中及び年間を通じた広報活動を行う。
- ・ 毎月1日の「交通安全県民の日」「飲酒運転根絶の日」及び20日の「県民交通事故0の日」の広報活動を行う。

(イ) 飲酒運転根絶の広報

- ・ 年末年始の交通安全運動期間中におけるラジオによる広報を行い、夏及び交通安全運動期間中は大型電光掲示板を活用した広報啓発活動を行う。
- ・ 県警察等関係機関団体等と連携して、チラシ及び交通安全グッズ等を作成し、講習会や街頭等で配布する。

ウ 交通安全年間スローガンの広報

県警察と連携し、県の年間スローガン・ポスターを作成し、関係機関・団体等へ配布するなど、県民への浸透を図る。

エ 交通安全広報機関誌の発行

機関誌「沖縄県交通安全ニュース」を年4回発行し、交通安全意識の高揚のほか、当連合会の活動を広く周知させるために効果的な活用を図る。

(3) 交通安全教育資機材等の効果的活用

ア 各種交通安全マニュアルの配布

各種講習の内容充実と交通安全教育に資するため、「わかる身につく交通教本」「ルールとマナー」「安全運転自己診断」「安全のしおり」「行政処分制度のあらまし」等のほか、必要に応じた資料を作成配布し、交通安全意識の高揚を図る。

イ 各種視聴覚教材の充実と活用

交通事故率の高い二輪車・高齢者向け視聴覚教材を充実させ、各種交通安全講習会で活用するほか、各地区交通安全協会、学校、事業所等に積極的に貸し出し、視聴覚による交通安全教育の充実を図る。

(4) 表彰制度の適正な運用

交通安全活動に尽力し、交通事故防止に功労のあった個人、団体及び永年無事故・無違反運転で他の模範となっている優良運転者等の表彰、推薦を行う。

ア 県警察本部長・県交通安全協会連合会長連名表彰

イ 九州管区警察局長・九州交通安全協会連名表彰被表彰候補者の推薦

ウ 交通栄誉章「緑十字銅章」被表彰候補者の推薦

エ 交通栄誉章「緑十字金章・銀章」被表彰候補者の推薦及び表彰式への派遣

オ 沖縄県交通安全推進協議会長等が行う交通安全功労者等被表彰候補者の推薦

カ 内閣府交通安全功労者表彰、九州交通安全協会連名表彰、全日本交通安全協会連名表彰、褒賞及び叙勲の個人・団体に対する推薦

(5) ホームページによる広報等

当連合会の業務に対する理解と協力を得るために、ホームページ等広報媒体を活用し、交通安全活動状況等について広く県民に情報を発信する。

2 交通事故の実態を踏まえた実践的な交通安全指導・教育事業

(1) 交通安全指導（対策）の積極的推進

ア 新入園児、児童に対する安全指導の実施

新入園児、児童に対して、各地区交通安全協会と連携し、模擬交通信号機を活用した正しい横断の仕方や交通マナー等の交通安全指導を実施し、安全意識の高揚を図るとともに、通学路における街頭指導実施への積極的な支援を行う。

また、各地区交通安全協会を介して、新入学児童に対しランドセルカバーを配布して交通事故防止を図る。

イ 高齢者交通事故防止対策の強化

(ア) 高齢歩行者の交通事故防止のため、反射材の普及促進を図る。

(イ) 県警察及び各地区交通安全協会等の協力を得て「交通安全高齢者自転車大会」に代わる行事「高齢者交通事故防止リーダー研修会」を開催する。

(ウ) 自転車安全教育指導員を効果的に活用し、高齢者の自転車利用者に対する自転車安全講習会を開催するなど、高齢者の自転車事故防止を図る。

ウ 原付、二輪車の交通安全対策の強化

- (ア) 二輪車安全運転推進委員会（幹事会）を開催するとともに関係機関・団体と連携し、若者を対象とした二輪車安全運転実技指導「セイフティ・ライディング・スクール沖縄」を開催して参加者をリーダーとして育成し、地域等における二輪車の安全指導教育を積極的に推進するなど、二輪車の事故防止を図る。
- (イ) 全日本交通安全協会が行う講習会に指導員を派遣し、二輪車安全運転特別指導員の育成を図るなど、二輪車の安全教育体制を確立する。
- (ウ) 学校（高校等）、事業所、団体等の要請に基づき、二輪車安全運転講習を実施する。

エ 自転車の交通安全指導

- (ア) 自転車安全推進委員会（幹事会）を開催するとともに、県警察、各地区交通安全協会及び沖縄県自転車商協同組合の協力を得て、自転車シミュレーター等を活用した自転車の安全指導を実施し、自転車の交通事故防止を図る。
- (イ) 自転車の安全利用5則の浸透を図るため、自転車安全運転指導員を育成し、各地区における指導体制の充実を図る。
- (ウ) 「子供自転車沖縄大会」を開催し、自転車の安全利用、交通事故防止を図る。
※令和4年度の全国大会はコロナ感染症拡大ため中止
- (エ) 自転車安全整備店の登録の拡大とT Sマークの普及拡大を図る。
- (オ) 自転車保険（全日本交通安全協会の新規事業）の加入促進を図る。
- (カ) 地区安協と連携して、自転車安全教育指導員の養成を図る。

オ 自動車運転者への交通安全指導の強化

- (ア) 地区安協と連携して「クイックステップ」「クイックアーム」等を活用した体験型の交通安全指導を行う。
- (イ) 県警察及び関係機関・団体と連携し、講習会等においてチャイルドシート、すべての座席におけるシートベルト着用の指導を徹底する。

カ 事業所等に対する交通安全対策

- (ア) 安全運転管理者等選任事業所における交通安全指導を積極的に支援し、交通安全思想の普及高揚と交通安全活動の推進を図る。
- (イ) 安全運転管理者等に対し、安全運転中央研修所への研修派遣を奨励して安全運転管理者講習会へ参加させるなど、指導力の向上を図る。
- (ウ) 安全運転管理者の運転者に対する交通安全教育の支援対策として、事業所からの要請に基づき安全講話を積極的に実施する。
- (エ) 事業所等に対する安全講話の機会を通じて、地区安協と連携して、「クイックステップ」「クイックアーム」等を活用した体験型の交通安全指導を行う。

キ 交通安全年間スローガン、ファミリー作文及びポスターデザインの募集

全日本交通安全協会等が実施する交通安全スローガン、ファミリー作文及びポスターデザインの募集については、地区交通安全協会及び県警察、教育庁等

と連携して広く県民から募集を行い、応募作品は、全て全日本交通安全協会等に送付する。

(2) 飲酒運転根絶対策の積極的推進

沖縄県飲酒運転根絶条例に基づき策定された「沖縄県飲酒運転根絶に関する基本方針」に沿って、各地区交通安全協会、関係機関・団体等と連携し、次の施策を効果的に推進する。

- ア 飲酒運転の根絶運動の広報活動（毎月 1 日）
- イ 飲酒運転根絶講習会
- ウ ハンドルキーパー運動
- エ 飲酒運転根絶ピンバッジの普及促進
- オ 飲酒運転根絶自動販売機の設置促進

3 道路交通法等の法令の規定に基づく、県・県公安委員からの受託事業

道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定に基づく県・県公安委員会からの受託事業を適正に推進する。

- (1) 法定講習（更新時講習・停止処分者講習・違反者講習・原付講習・安全運転管理者等講習）
- (2) 運転免許事務（運転免許証記載事項の変更届・更新情報提供・運転免許証の写真撮影・講習案内・総合案内）
- (3) 自動車保管場所事務（受付・電算入力・調査・交付）
- (4) 道路使用許可に係る確認調査事務（那覇・豊見城警察署管内に係る調査確認）

4 運転免許行政の円滑な運用に寄与するための証紙販売及び安全運転関連事業

- (1) 運転免許更新等運転免許関係申請時における運転免許行政事務の円滑な運用に寄与することを目的に実施している証紙販売。
- (2) 飲酒運転根絶に寄与するための「飲酒運転根絶ピンバッジ」の普及事業。

5 交通事故に関する相談事業

県及び県警察と連携し、交通事故に関する相談業務を適正に推進するとともに、全日本交通安全協会が主催する交通事故相談担当者研修会に職員を派遣し、実務能力の向上を図る。

6 交通安全活動に従事する民間組織及び活動家等の能力開発のための支援事業

交通安全活動ボランティア等の支援及び資質、技能の向上のための研修・派遣

- (1) 二輪車安全運転特別指導員養成講習会
- (2) 安全運転管理指導者講習会
- (3) 全国地域交通安全活動推進委員研修会

7 収益事業

(1) 免許事務及び安全運転関連事業

- ア 運転免許申請に伴う写真撮影業務
- イ 運転免許センター技能試験コースにおけるコース開放事業（第2・4日曜日）
- ウ 初心者、高齢者、運転代行及び聴覚障害者マーク等交通安全器材の斡旋、販売

(2) 太陽光発電システム事業

平成26年4月に設置した太陽光発電システムによる売電事業の継続

(3) 不動産賃貸事業

平成27年7月から当会事務所2階を民間企業に賃貸

8 その他の事業

(1) 関係機関・団体との協力関係の確保

- ア 受託業務を適正に推進するため、県公安委員会、県警察本部主管課及び関係警察署等と緊密な連携を図るとともに、必要な指導・援助を要請
- イ 幅広い交通安全対策を推進するため、県、県警察、県交通安全母の会等をはじめ交通関係機関・団体及びその他関係団体（二普協、自転車商協同組合、J A F）等と協力確保

(2) 交通安全対策の推進（調査研究・緊急対策）

- ア 社会の急激な変化、高齢化社会等で変動するモータリーゼーションに対応する的確、効果的な交通安全活動を実施するための資料の収集及び調査研究の推進
- イ 交通死亡事故多発時の、関係機関・団体と連携した即応の事故抑止対策の推進

(3) 職員の資質向上

- ア 職場教養の実施
- イ 各種研修会への積極的な派遣